



金沢市公報

第 2 5 9 8 号 の 3

平成20年(2008年)9月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の 一部改正について (建築指導課) | 1 |

告 示

●金沢市告示第200号

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱(平成3年告示第62号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月1日

金沢市長 山 出 保

第1条中「地盤調査に要する費用」の次に「、がけの応急防災工事に要する費用」を加える。

第2条第5号中「の工事」の次に「であって、応急防災工事以外のもの」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 応急防災工事 現に発生したがけくずれによる被害の発生又は拡大を防止するために行う土砂の除去、仮設の施設の設置その他の応急的な措置のための工事をいう。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する応急防災工事のうち、市長が適当であると認める応急防災工事を行う者

ア 現に発生したがけくずれにより公共施設又は公共性の高い私道に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけにおける応急防災工事

イ 現に発生したがけくずれにより居住用建築物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけにおける応急防災工事

ウ 現に発生したがけくずれにより居住用建築物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけの下の土地における応急防災工事

第5条第2項を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 市長は、防災工事、地盤調査、応急防災工事又はがけ近接等危険住宅の除却(以下「防災工事等」という。)を行う者が、当該防災工事等に関し他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受ける場合は、当該防災工事等に係る補助金を交付しない。

別表中

| | | |
|------|--|---|
| 地盤調査 | 当該地盤調査に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。 | を |
|------|--|---|

| | | |
|--------|-----------------------|--|
| 地盤調査 | | 当該地盤調査に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。 |
| 応急防災工事 | 第3条第2号アに該当する応急防災工事 | 当該応急防災工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、900,000円を超えないものとする。 |
| | 第3条第2号イ又はウに該当する応急防災工事 | 当該応急防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。 |

改める。

附 則

改正後の金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の規定は、平成20年7月28日以後に防災工事、地盤調査又は応急防災工事を行う者について適用する。

| | | | |
|------------------|-----|------------------|-----------|
| 平成20年(2008年)9月1日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成20年(2008年)9月1日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円 | 印刷所 | 石川県金沢市玉銚4丁目166番地 | (株) 共 栄 |